

特定保健指導のご案内

活力ある組織づくりと従業員の健康の維持・増進のために
協会けんぽの特定保健指導をご活用ください

健康保険 被保険者証	本人（被保険者）	00111
記号	21700023	番号
交付年月日	平成26年 6月25日	交付
氏名	協会 太郎	21
生年月日	平成 元年 5月 10日	
性別	男	
資格取得年月日	平成 26年 6月 1日	
事業所名称	〇〇株式会社	
保険者番号	01010016	
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番	

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診もしくは労働安全衛生法に基づき事業主様が実施する事業者健診（定期健康診断）の結果から、生活習慣病（メタボリックシンドローム）のリスクが高いと判断される従業員の方に対し、保健師や管理栄養士によるサポート（特定保健指導）を無料で行なっております。

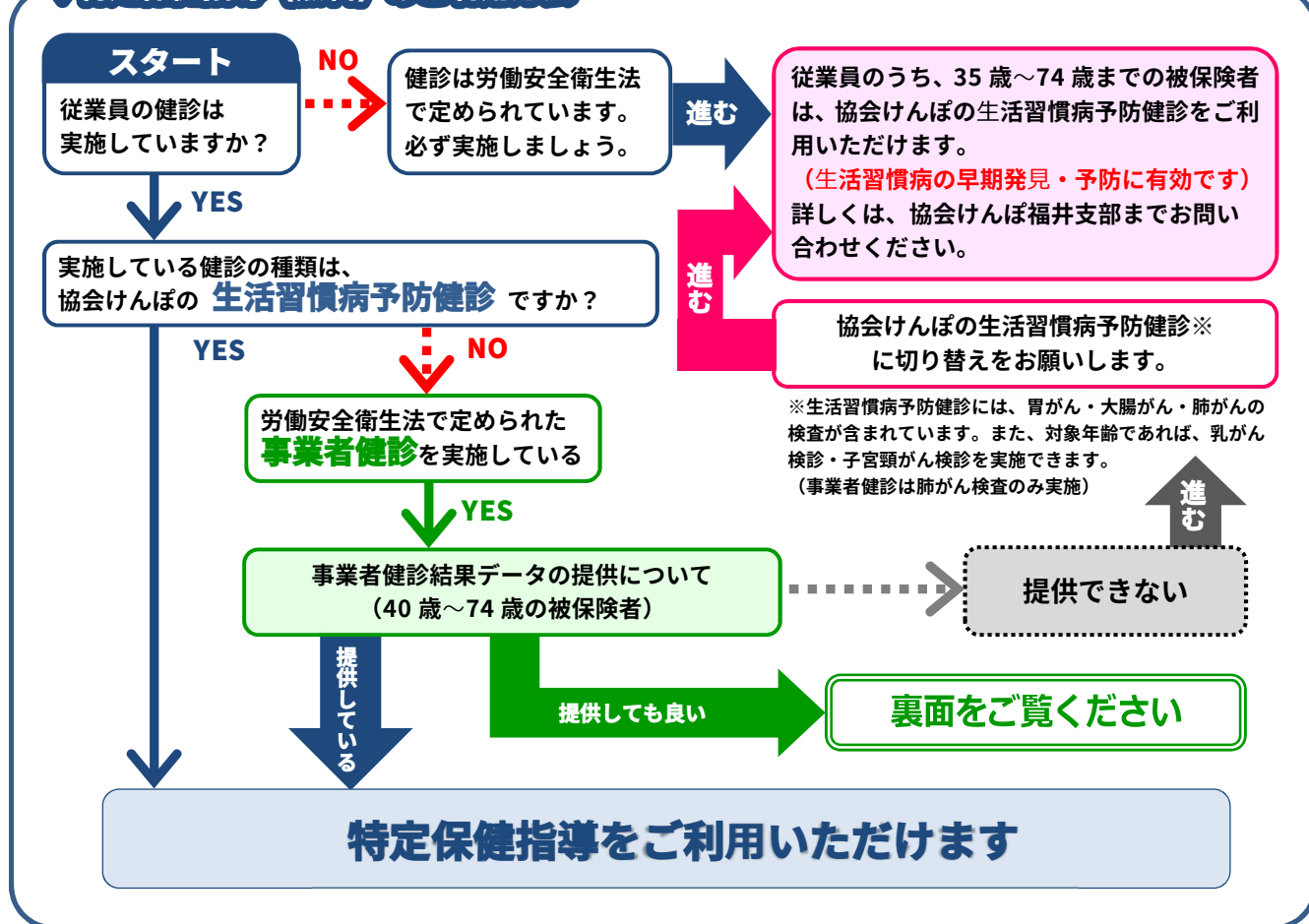
◆特定保健指導のメリット

特定保健指導でメタボリックシンドロームの該当者を減らすことにより

- 脳卒中や心疾患による従業員の突然の発病、入院、死亡といった企業経営リスクを軽減します。
- 従業員の生活の質（QOL）を改善し、生産効率が向上します。
- 事業所全体に健康意識が芽生え、「健康経営（注）」が実現します。

（注）「NPO 法人健康経営研究会」の登録商標です。

◆特定保健指導（無料）のご利用方法



【お申込み・お問い合わせ先】



全国健康保険協会 福井支部

協会けんぽ

〒910-8541 福井市大手 3-4-1 福井放送会館 5 階

保健グループ TEL (0776) 27-8304

(定期健康診断)

事業者健診の結果データのご提供について

労働安全衛生法上に基づく事業者健診（定期健康診断）を受けられた協会けんぽの40～74歳の被保険者の方は、事業者健診結果データをご提供いただくことにより、協会けんぽが実施する無料のサポート（特定保健指導）をご利用いただけます。

事業者健診結果データのご提供の方法は、以下のとおりです。

Q どのように提供すればよいのでしょうか？

A 同意書を協会けんぽへ送付いただくだけです。

ご提供いただいた同意書に基づいて、健診機関から直接健診結果データを受領します。

健診結果提供のながれ



- ① 事業主様は、同意書に必要事項をご記入いただき、協会けんぽへご提出ください。
- ② 協会けんぽから、健診機関へ健診結果データ提供の依頼をします。
- ③ 協会けんぽは、健診機関から健診結果データを受領します。

※健診機関から健診結果データを受領できない場合は、事業主様より CSV 形式データファイルまたは、健診結果（紙）のコピーのご提供をお願いすることがあります。

※既に同意書をご提出いただいている場合は、原則改めて、ご提出をいただく必要はございません。

Q 健診結果は必ず提供しなければならないのでしょうか？

A 法律で定められています。

健診結果データを保険者（協会けんぽ）は求めることができ、事業所は記録を提供しなければならないということは、法律（高齢者の医療の確保に関する法律）により定められています。

当然、事業主様が個人情報保護等に関しての責任を問われることはありません。

『高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）』～抜粋～

第二十七条

2. 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
3. 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

※保険者とは、協会けんぽや健康保険組合、市町村国保など、健康保険の運営主体のことです。

健診結果の提供にかかる同意書

(ご提出用)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条に基づき実施した健康診断のうち、40歳以上75歳未満及び受診日において全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目の結果について、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第27条第2項及び第3項に基づき、下記のとおり同意します。

記

1. 保険者である全国健康保険協会福井支部(以下「福井支部」という。)が健康診断実施機関より健診結果データを取得すること。
2. 健診結果データの取得に際し、福井支部は、必要に応じ健診受診者の健康保険証の記号・番号等に関する情報を健康診断実施機関に対して提供することができるものとする。
3. 取得した健診結果データについて、以下の際に限り使用すること。
 - ・受診者自身の今後の健診、治療及び保健師等による保健指導(特定保健指導を含む)、健康相談を実施するとき
 - ・特定の個人が識別されることが無い方法で統計、調査研究を実施するとき
4. 特段の申し出がない場合については、次年度以降も引き続き本同意書は効力を有すること。(ただし、次年度以降に健康診断実施機関に変更があった場合を除く。)

以上

全国健康保険協会福井支部 御中
(保 険 者)

平成 年 月 日

所在地 事業所名 事業主名			
保険証の記号			
担当者名		電話番号	
健診機関名			
健診実施月	月	特定保健指導希望月	月

(健診後3ヶ月以降で)

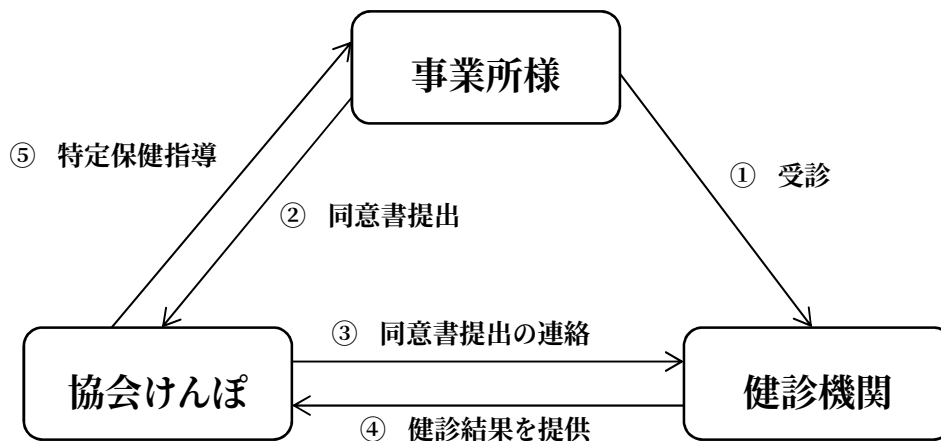
同意書の提出により定期健康診断の結果データの提供ができる健診機関

次の健診機関で定期健康診断を受診している場合の手続きは、この同意書（裏面）に必要事項を記載のうえ、協会けんぽ福井支部へご提出ください。

定期健康診断の結果は、健診機関から直接協会けんぽへ提供されます。

健診機関名	所在地
福井県予防医学協会	福井市和田 2-1006
福井県労働衛生センター	福井市日光 1-3-10
福井厚生病院	福井市下六条町 201
大滝クリニック	福井市大願寺 3-9-3
福井県厚生農業協同組合連合会	福井市大手 3-2-8
田中病院	福井市大手 2-3-1
福井市医師会（住民健診センター）	福井市大願寺 3-4-10
春江病院	坂井市春江町針原 65-7
広瀬病院	鯖江市旭町 1-2-8
JCHO若狭高浜病院（健康管理センター）	大飯郡高浜町宮崎 87-14-2
笠原病院	越前市塚町 214
安川病院	福井市大和田 2-108
泉ヶ丘病院	敦賀市中 81 岩ヶ鼻 1-11

【定期健康診断の結果データ提供の流れ】



※上記以外の健診機関で定期健康診断を受診している場合は、CSV形式データファイルでのご提供をお願いしております。詳しくは協会けんぽホームページをご覧ください。協会けんぽ福井支部保健グループまでお問い合わせください。なお、CSV形式データファイルでのご提供が困難な場合は、紙による提供も受け付けております。

〒910-8541 福井市大手 3-4-1 福井放送会館 5 階
全国健康保険協会（協会けんぽ）福井支部
保健グループ TEL (0776) 27-8304